

特定既存耐震不適格建築物の条件

用 途		規 模	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2及び1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	
	上記以外の学校	階数3及び1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1及び1,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設／病院、診療所／劇場、観覧場、映画館、演芸場／集会場、公会堂／展示場		階数3及び1,000㎡以上	
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗／ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2及び1,000㎡以上	
幼稚園、保育所			
博物館、美術館、図書館／遊技場／公衆浴場		階数3及び1,000㎡以上	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
避難路沿道建築物			耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）